

すい はが水だより

臨時号
2019.9.1

～お届けします安心・安定 育みます^{いのち}生命の源～

消費税率引上げに伴う水道料金・水道加入金の改定について

◇水道料金について

☎ 業務係 028-677-1952

令和元年10月1日に消費税が8%から10%に引き上げられます。

水道水は、飲料水以外にも風呂、洗濯といった生活用水として使用されますので、軽減税率の適用対象にはなりません。

このため、水道水に係る消費税につきましても、令和元年10月1日使用分から消費税率は10%になります。

改定前（税率8%）

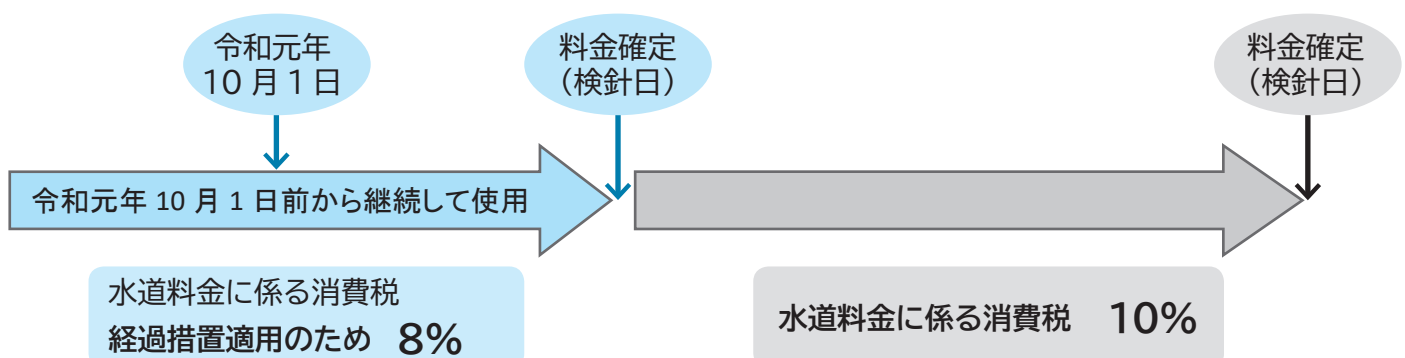
口径 (mm)	基本料金		従量料金	
	基本水量 (m ³)	料金 (円)	使用水量 (m ³)	料金 (円)
13	10	1,566	11~30	183.6
			31~50	194.4
20	10	1,890	51~300	205.2
			301以上	226.8
			25	1~50
30		3,456	51~300	205.2
40		4,104	301以上	226.8
50		5,832		
75		10,692		
100		17,604		

改定後（税率10%）

口径 (mm)	基本料金		従量料金	
	基本水量 (m ³)	料金 (円)	使用水量 (m ³)	料金 (円)
13	10	1,595	11~30	187
			31~50	198
20	10	1,925	51~300	209
			301以上	231
			25	1~50
30		3,520	51~300	209
40		4,180	301以上	231
50		5,940		
75		10,890		
100		17,930		

◇水道料金に係る消費税の経過措置について

令和元年10月1日前から継続的に水道をご使用で、10月1日以降初めて料金が確定する分については、経過措置が設けられておりますので、当該料金については、旧税率（8%）が適用されます。



◇水道加入金について

☎ 工務係 028-677-1953

給水装置の新設やメーターの口径を大きくする改造工事を行う場合は、加入金が必要になります。加入金につきましても、令和元年10月1日から消費税率は10%になります。
※消費税額以外の改定はありません。

改定前（税率8%）

メーターの口径 (mm)	税抜き加入金額 (円)	税込み額 (円)
13	80,000	86,400
20	170,000	183,600
25	270,000	291,600
30	380,000	410,400
40	670,000	723,600
50	1,060,000	1,144,800
75	2,190,000	2,365,200
100 以上	別に定める	別に定める

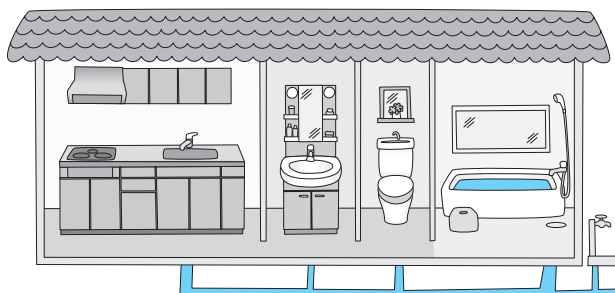
改定後（税率10%）

メーターの口径 (mm)	税抜き加入金額 (円)	税込み額 (円)
13	80,000	88,000
20	170,000	187,000
25	270,000	297,000
30	380,000	418,000
40	670,000	737,000
50	1,060,000	1,166,000
75	2,190,000	2,409,000
100 以上	別に定める	別に定める

◇下水道、農業集落排水をご利用のお客様へ

下水道、農業集落排水の使用料については、ご利用の町の担当課へお問い合わせください。

- ・ 益子町 建設課下水道係 ☎0285-72-8844
- ・ 芳賀町 都市計画課下水道係 ☎028-677-6021
- ・ 市貝町 建設課都市計画係 ☎0285-68-1117



編集・発行 芳賀中部上水道企業団

〒321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1703番地

総務係 028-677-1661 業務係 028-677-1952 工務係 028-677-1953 FAX 028-677-3789

ホームページ <http://www.hagasui.or.jp>